

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社富士通ゼネラル	神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号	9-630087
日本電気株式会社	東京都港区芝五丁目7番1号	9-630224
沖電気工業株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号	9-630197
日本無線株式会社	東京都中野区中野四丁目10番1号	9-630420

2 指名停止措置期間

1に掲げる者のうち、平成29年 3月 9日～平成29年 9月 8日（6か月間）

1に掲げる者のうち、～平成29年 3月 9日～平成29年 6月 8日（3か月間）

3 指名停止措置の適用範囲

常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

1に掲げる者は、全国の市町村等が発注する消防救急デジタル無線機器について、受注価格の低落防止等を図るため、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが受注できるようにすることなどにより、公共の利益に反して、取引分野における競争を実質的に制限したとの事実を理由に、平成29年2月2日、公正取引委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の違反事業者であるとして公表された。

なお、上記の4者のうち、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社は、課徴金減免制度の適用を受けている。

5 指名停止理由

公正取引委員会から独占禁止法第3条の違反業者として公表されたことは、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」別表第4号（2）に該当する。なお、～の業者については、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、指名停止等措置要領第3条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

措 置 要 件	期 間
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>4（2）業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。</p> <p>第3条第3項 （指名停止の期間の特例）</p> <p>有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号又は前項各号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月以上12か月以内</p>

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係  
茨城県常陸太田市金井町3690  
電話 0294 72 3111